

平成25年6月亀山市議会定例会 提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第45号 一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる 条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第46号 亀山市子ども・子育て会議条例・・・・・・・・	3
議案第47号 亀山市税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	5
議案第48号 亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例・・	7

件 名	一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例	市民文化部 文化振興局 共生社会推進室
-----	-------------------------	---------------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市は、子どもも大人も全ての人々が輝き、住んで良かったと実感できるまちづくりを進めるため、平成18年3月に人権尊重都市宣言を行いました。

また、亀山市まちづくり基本条例（平成22年亀山市条例第1号）においては、市民の権利を明らかにするとともに、市民の責務として「市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、相互に尊重し、協力しあって、積極的にまちづくりを推進するよう努めなければならない。」と決めました。

一方、平成23年度に実施した市民意識調査によって、市における人権尊重に関するより積極的な取組の必要性が確認されたところです。

これらのことから、市の人権施策について亀山市人権施策推進委員会による検討を行い、亀山市における人権尊重に関する市及び市民それぞれの責務を明確にし、施策の基本となる事項を定めることにより、人権に関する取組を総合的に推進するため、本条例を制定するものです。

2 制定内容

(1) 目的 <第1条関係>

この条例は、人権尊重に関し、市及び市民の責務を明らかにするとともに、人権施策の基本となる事項を定めることにより、市の人権に関する取組を総合的に推進し、もってあらゆる差別のない、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とします。

(2) 定義 <第2条関係>

この条例における用語の定義を次のように定めます。

用 語	意 義
市 民	市内に居住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
人権施策	人権尊重のまちづくりに関する施策

(3) 市の責務 <第3条関係>

市は、この条例の目的を達成するため、市行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権施策を積極的に推進するものとし、施策の推進に当たっては、国及び県と連携協力するものとし、

(4) 市民の責務 <第4条関係>

市民は、多様な学びの場を通じて、自ら人権に関する意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重するものとし、市と協働して人権尊重のまちづくりに取り組むものとし、

(5) 基本方針 <第5条関係>

市長は、人権施策を総合的に推進するため、次に掲げる事項について基本方針を定めるものとし、

ア 人権が尊重される社会の実現に関する基本的な事項

イ 人権に関する問題の解決に向けた重点施策に関する事項

ウ ア及びイに掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(6) 教育及び啓発活動の充実 <第6条関係>

市は、市民の人権意識の高揚を図るため、人権に関する問題を調査し、人権尊重に関する教育及び啓発活動の充実に努めるものとし、

(7) 亀山市人権施策審議会 <第7条関係>

人権施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、亀山市人権施策審議会を次のとおり置くこととし、

所掌事務	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 (1) 基本方針に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、人権施策に関すること。
組織	委員12人以内で組織し、原則として男女同数とする。
委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募により選出された者 (3) 地域活動及び市民活動を行う団体の代表者 (4) 市内で事業を行う個人、法人その他の団体から推薦された者 (5) 教育に携わる者 (6) その他市長が必要と認める者

3 その他

(1) 施行日は、公布の日とします。

(2) 附則において亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、亀山市人権施策審議会委員の報酬等を規定します。

件名	亀山市子ども・子育て会議条例	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
----	----------------	------------------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号。以下「法」といいます。）が制定されました。

市が、「子ども・子育て支援事業計画」に子育て当事者等の意見を反映させるとともに、子ども・子育て支援施策に関し必要な事項を調査審議する機関を設置するため、本条例を制定するものです。

2 制定内容

(1) 設置 <第1条関係>

法第77条第1項の規定に基づき、亀山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」といいます。）を置くこととします。

(2) 所掌事務 <第2条関係>

子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市長の諮問に応じ、市が実施する子ども・子育て支援に関する施策について調査審議することとします。

(3) 組織 <第3条関係>

子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命します。

ア 保護者

イ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

ウ 学識経験を有する者

エ 市職員

オ その他市長が必要と認める者

(4) その他子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めます。

<第4条～第8条関係>

3 その他

(1) 施行日は、公布の日とします。

(2) 附則において亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、亀山市子ども・子育て会議委員の報酬等を規定します。

<参考>

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村等における合議制の機関）

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4・5 （略）

件名	亀山市税条例の一部を改正する条例	財務部 税務室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）の公布に伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 平成25年から復興特別所得税2.1%が課税されることに伴い、ふるさと納税（地方公共団体への寄附金）を行った場合、寄附金控除の適用を所得税で受けたときには、その復興特別所得税に係る額も控除されることになりました。</p> <p>このことを踏まえ、ふるさと納税をしたときの個人住民税の控除額について減額調整を行います。</p> <p>なお、ふるさと納税による控除額の総額は、変わりません。</p> <p style="text-align: right;">＜第22条・附則第14条の3関係＞</p> <p>(2) 独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に係る固定資産税及び特別土地保有税の納税義務者の規定について、平成24年度をもって独立行政法人森林総合研究所の事業が終了したことに伴い、条文から当該事業の規定を削除します。</p> <p style="text-align: right;">＜第59条・第116条関係＞</p> <p>(3) 国税において延滞税等の見直しが行われたことに合わせて、当分の間の措置として、市税の延滞金等の利率を国税の延滞税等に合わせて次のとおり引き下げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延滞金：14.6%→9.3%（納期限後1箇月以内：4.3%→3%） ・還付加算金：4.3%→2% <p>※上記の割合は、財務大臣が告示する率（貸出約定平均金利）が1.0%の場合</p> <p>なお、この措置は、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金等について適用します。</p> <p style="text-align: right;">＜附則第7条・附則第8条関係＞</p>		

(4) 消費税率引上げに伴う特例措置として、所得税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用期限が平成29年12月31日まで4年延長される等、制度が拡充されたことに伴い、個人住民税においても、控除限度額の引上げ等を行うための関係条文の整備を行います。

＜附則第14条の2の2・附則第45条関係＞

(5) 市町村が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置＜通称：わがまち特例＞が、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に対して導入されたことに伴い、この施設に係る固定資産税の課税標準の軽減率を3分の2と定めま

す。
＜附則第17条の2関係＞

(6) 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限を延長する長期譲渡所得の課税の特例規定について、当該敷地の相続人についてもこの特例措置の適用を受けることができるように改正されたこと等の改正に伴い、条文の整備を行います。

＜附則第44条の2関係＞

(7) 地方税法における条項ずれ等に伴う引用条項の整理を行います。

＜附則第8条の2・附則第33条関係＞

3 その他

施行日は、次のとおりとします。

- ・ 2の(2)及び(5)・・・公布の日とします。ただし、2の(5)については、平成25年4月1日以後に締結される管理協定に係る施設に対して課すべき平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用します。
- ・ 2の(1)、(3)、(6)及び(7)・・・平成26年1月1日
- ・ 2の(4)・・・平成27年1月1日

件名	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	財務部 税務室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）の公布に伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>固定資産税と同様に、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫について地域決定型地方税制特例措置＜通称：わがまち特例＞が導入されたことに伴い、この施設に係る都市計画税の課税標準の軽減率を3分の2と定めます。 ＜新附則第4項関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とし、平成25年4月1日以後に締結された管理協定に係る施設に対して課すべき平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用します。</p>		